

決 議 (案)

道州制調査会は、平成十六年十一月、政務調査会の機関として設置されて以来、政治家が主体となり、議員相互の活発な議論を行うとともに、地方公共団体、学識経験者、経済団体などの代表者とも意見交換を行ってきた。

この間、平成十七年七月に、道州制をめぐる主な論点を整理するとともに、北海道特区法案を推進する「第一次中間報告」をとりまとめた。

また、本年一月からは、五分野の小委員会を設置して、精力的な議論を進め、六月十四日には、道州制の意義・目的など骨格となる「第二次中間報告」をとりまとめた。

道州制は、国家の統治機構を再構築するとともに、地方分権体制への大規模な転換を行なうものである。

今後は、内閣とともに、道州制の基本設計を推進する体制づくりが必要となる。

また、各地域での意見交換を実施し広く国民的な議論を深めていかなければならない。

このため、今後は政策的な検討のみならず、国民意識、社会情勢などあらゆることについて幅広く議論を行なうことが必要となる。

よって、わが党において全党的に推進するため、道州制調査会を発展的に解消し、総裁直属機関（党則七十九条）とされることを決議する。

平成十九年九月二十日

自由民主党政務調査会

道州制調査会